自己点検表

【 福祉用具貸与 ・ 介護予防福祉用具貸与 】

（上記の該当するサービスに○をしてください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  令和　　年　　月　　日 |  |
|  |  |  |
|  | ３ | ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （職名）　　　　　 （氏名） |
|  |  |

## ＜自己点検に当たっての留意事項＞

## （１） 記入される時点での状況について、各項目の確認事項に記載されている内容について、満たされていればはいに、そうでなければいいえの部分に、チェックを入れてください。

## （２） 確認事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、いいえにチェックを入れてください。

## （３） 該当のない項目については、該当なしの部分にチェックを入れてください。

## （注）可能な限り両面コピーにより提出すること。

【根拠法令】

介護保険法（平成９年法律第123号）

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

省令・・・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令37号）

条例・・・愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和３年愛媛県条例第26号）

規則・・・愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和３年愛媛県規則第26号）

予省令・・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

予条例・・愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和３年愛媛県条例第27号）

予規則・・愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（令和３年愛媛県規則第27号）

通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年９月17日老企第25号）

| 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 確認書類等 | 点検結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 該当なし |
| Ⅰ　基本方針 | 　 |
| 1 | 基本方針 | 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図るものとなっていますか。 | 省令第193条 | ・運営規程・重要事項説明書 | □ | □ | □ |
| （介護予防） | 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっていますか。 | 予省令第265条 | □ | □ | □ |
| Ⅱ　人員 | 　 |
| 2 | 福祉用具専門相談員等の員数 | 福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2以上となっていますか。 | 省令第194条第1項 | 　 | □ | □ | □ |
| 　→　下記の数値を記載してください。 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　①　全福祉用具専門相談員の4週又は1ヶ月間 の勤務時間合計　　　　　　　　　　（　　　　　　時間） | 予省令第266条第1項 | ・勤務表・サービス提供記録・職員名簿、雇用契約書・資格を確認する書類・就業規則・賃金台帳等 | 　 | 　 | 　 |
| 　②　常勤職員の4週又は1ヶ月の通常勤務 すべき時間　　　　　　　　　　（　　　　　　時間） | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　③　①÷②の値 （小数点以下第2位切り捨て）　　　　　　　　　　（　　　　　　　　） | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 2 | 福祉用具専門相談員等の員数 | 福祉用具専門相談員は必要な要件を満たしていますか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| □保健師□看護師又は准看護師□理学療法士□作業療法士□社会福祉士□介護福祉士□義肢装具士□介護職員初任者研修課程（介護職員基礎研修、ヘルパー１級又は２級を含む。）**※Ｈ28.4.1以降は人員要件として認められないので注意すること。**□都道府県知事が指定する講習課程修了者　（福祉用具専門相談員指定講習） | 介護保険法施行令第4条第１項 | ・各種免許証及び修了証明書・職員履歴書 | 　 | 　 | 　 |
| ＊同一の事業所において、次の事業の指定を併せて受け、かつ、一体的に運営されている場合は、常勤換算で２以上の福祉用具専門相談員を配置すれば、これらの指定に係るすべての人員基準を満たすものとみなす。　・福祉用具貸与　・介護予防福祉用具貸与　・特定福祉用具販売　・特定介護予防福祉用具販売 | 省令第194条第2項予省令第266条第2項 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 3 | 管理者 | 常勤・専従（＊）の管理者を置いていますか。 | 省令第195条 | ・勤務表 | □ | □ | □ |
| （＊管理上支障がない場合は、他の職種等を兼務することができる。） | 予省令第267条 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　→　次の事項について記載してください。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　・兼務の有無　（　有　・　無　） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　・当該事業所内での福祉用具専門相談員との兼務 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　　　　　　　　（　有　・　無　） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 3 | 管理者 | 　・他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　　　事業所名：（　　　　　　　　　　　　）　　　職種名　：（　　　　　　　　　　　　） 　勤務時間：（　　　　　　　　　　　　） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| Ⅱ　設備基準 |  |
| ４ | 設備及び備品等 | 福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さ（＊）の区画を有するほか、必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。※利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。 | 省令第196条予省令第268条 | ・運営規程・設備・備品台帳 | □ | □ | □ |
| ただし、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。 | ・業者との委託契約書 | 　 | 　 | 　 |
| 【福祉用具の保管のための設備】 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 清潔ですか。 | ・保管に関する記録 | □ | □ | □ |
| 消毒又は補修が行われた福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区分して保管することができますか。 | ・業者の業務の実施状況についての確認の記録 | □ | □ | □ |
| 【福祉用具の消毒のために必要な機材】取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有していますか。 | ・消毒に関する記録 | 　□ | □ | □ |
| Ⅲ　運営基準　　　　 | 　 |
| 5 | 内容及び手続の説明及び同意 | あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（＊）を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、利用申込者の同意を得ていますか。＊重要事項とは○運営規程の概要（点検項目27参照）○福祉用具専門相談員の勤務の体制○事故発生時の対応○苦情処理の体制等の利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項 | 省令第205条【準用第8条】予省令第276条【準用第49条の2】 | ・重要事項説明書・利用申込書（契約書等）・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| 6 | 提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービス提供を拒否していませんか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していませんか。 | 省令第205条【準用第9条】予省令第276条【準用第49条の3】 | ・要介護度の分布がわかる資料 | □ | □ | □ |
| 7 | サービス提供困難時の対応 | サービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに行っていますか。 | 省令第205条【準用第10条】予省令第276条【準用第49条の4】 | 　 | □ | □ | □ |
| 8 | 受給資格等の確認 | 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。 | 省令第205条【準用第11条第１項】予省令第276条【準用第49条の5第１項】 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。 | 省令第205条【準用第11条第2項】予省令第276条【準用第49条の5第2項】 | □ | □ | □ |
| 9 | 要介護認定の申請に係る援助 | 要介護認定を受けていない利用者申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | 省令第205条【準用第12条第１項】予省令第276条【準用第49条の6第１項】 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用者が受けている要介護認定の更新の申請が遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。 | 省令第205条【準用第12条第2項】予省令第276条【準用第49条の6第2項】 | □ | □ | □ |
| 10 | 心身の状況等の把握 | サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | 省令第205条【準用第13条】予省令第276条【準用第49条の7】 | ・利用者に関する記録・サービス担当者会議の要点 | □ | □ | □ |
| 11 | 居宅介護支援事業者等との連携 | サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | 省令第205条【準用第14条第1項】予省令第276条【準用第49条の8第1項】 | ・情報提供に関する記録 | □ | □ | □ |
| サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。 | 省令第205条【準用第14条第2項】予省令第276条【準用第49条の8第2項】 | ・利用者に関する記録・指導、連絡等の記録・終了に際しての注意書 | □ | □ | □ |
| 12 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町に対して届け出ること等によりサービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | 省令第205条【準用第15条】予省令第276条【準用第49条の9】 | ・利用者の届出書 | □ | □ | □ |
| 13 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | 省令第205条【準用第16条】予省令第276条【準用第49条の10】 | ・居宅サービス計画書・福祉用具貸与計画書・サービス提供の記録 | □ | □ | □ |
| 14 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行っていますか。 | 省令第205条【準用第17条】予省令第276条【準用第49条の11】 | ・居宅サービス計画書・サービス提供票 | □ | □ | □ |
| 15 | 身分を証する書類の携行 | 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | 省令第205条【準用第18条】予省令第276条【準用第49条の12】 | ・身分を証する書類※この証書等には、当該指定福祉用具貸与事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付けや職能の記載を行うことが望ましい。 | □ | □ | □ |
| 16 | サービスの提供の記録 | 介護サービスを提供したときは、必要な事項を書面に記録していますか。 | 省令第205条【準用第19条第１項】予省令第276条【準用第49条の13第1項】 | ・サービス提供票・別表・業務日誌・居宅サービス計画書 | □ | □ | □ |
| 介護サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者に提供していますか。 | 省令第205条【準用第19条第2項】予省令第276条【準用第49条の13第2項】 | □ | □ | □ |
| 17 | 利用料等の受領 | 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。 | 省令第197条第1項予省令第269条第1項 | ・サービス提供票・別表・領収書控 | □ | □ | □ |
| 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。 | 省令第197条第2項予省令第269条第2項 | ・運営規程・領収書控 | □ | □ | □ |
| 上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。①通常の事業の実施地域以外の地域においてサービス提供を行う場合の交通費②福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 | 省令第197条第3項予省令第269条第3項 | ・重要事項説明書・運営規程・領収書控・車両運行日誌 | □ | □ | □ |
| 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。 | 省令第197条第4項予省令第269条第4項 | ・説明文書・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料の全部又は一部の支払がない場合に、その後の請求にもかかわらず、当該利用者が正当な理由なく支払に応じないときは、当該福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができますが、この手続きを適切に行っていますか。 | 省令第197条第5項予省令第269条第5項 | ・中止に係る記録 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。 | 介護保険法第41条第8項 | ・領収書控 | □ | □ | □ |
| 上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | 介護保険法施行規則第65条 | ・領収書控 | □ | □ | □ |
| 18 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与にかかる利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付していますか。 | 省令第205条【準用第21条】予省令第276条【準用第50条の2】 | ・サービス提供証明書控 | □ | □ | □ |
| 19 | 指定福祉用具貸与の基本取扱方針 | 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に貸与の提供をしていますか。 | 省令第198条第1項  | ・居宅サービス計画書・福祉用具貸与計画書 | □ | □ | □ |
| 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与していますか。 | 省令第198条第2項　 | ・保管・消毒に関する記録 | □ | □ | □ |
| 提供するサービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図っていますか。 | 省令第198条第3項 | ・自己評価基準等 | □ | □ | □ |
| 20 | （指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針） | 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | 予省令第277条第1項 | ・居宅サービス計画書・介護予防福祉用具貸与計画書 | □ | □ | □ |
| 提供するサービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図っていますか。 | 予省令第277条第2項 | ・自己評価基準等 | □ | □ | □ |
| 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることを常に意識してサービスの提供を行っていますか。 | 予省令第277条第3項 |  | □ | □ | □ |
| 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | 予省令第277条第4項 |  | □ | □ | □ |
| 21 | 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針 | 福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、及び使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じていますか。 | 省令第199条第1号 | ・福祉用具貸与計画書・使用説明書・相談に関する記録 | □ | □ | □ |
| 目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。※全国平均貸与価格の情報提供については、平成30年10月から適用。 | ・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| 福祉用具貸与と特定福祉用具販売のいずれの対象にも該当する福祉用具（対象福祉用具）について、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行っていますか。 | 省令第199条第2号 | ・説明、提案等に関する記録 | □ | □ | □ |
| 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行っていますか。 | 省令第199条第3号 | ・点検に関する記録 | □ | □ | □ |
| 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付して十分に説明した上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 | 省令第199条第4号 | ・使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等に関する記録・取扱説明書 | □ | □ | □ |
| 利用者等からの要請等に応じて貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。 | 省令第199条第5号 | ・福祉用具使用、指導、修理状況に関する記録・点検に関する記録 | □ | □ | □ |
| サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 | 省令第199条第6号 | ・身体的拘束等に関する 記録 | □ | □ | □ |
| サービス提供に当たって、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | 省令第199条第7号 | ・身体的拘束等に関する 記録 | □ | □ | □ |
| 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合は、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じていますか。 | 省令第199条第8号 | ・居宅サービス計画書・サービス担当者会議の記録 | □ | □ | □ |
| 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。※平成30年10月から適用。 | 省令第199条第9号 |  | □ | □ | □ |
| 22 | （指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針） | 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。※全国平均貸与価格に関する情報提供については、平成30年10月から適用。 | 予省令第278条第1号 | ・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| 介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | 予省令第278条第2号 | ・介護予防福祉用具貸与計画書 | □ | □ | □ |
| 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | 予省令第278条第3号 |  | □ | □ | □ |
| 対象福祉用具について、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行っていますか。 | 予省令第278条第4号 | ・説明、提案等に関する記録 | □ | □ | □ |
| 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行っていますか。 | 予省令第278条第5号 | ・点検に関する記録 | □ | □ | □ |
| 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付して十分に説明した上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 | 予省令第278条第6号 | ・使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等に関する記録・取扱説明書 | □ | □ | □ |
| 利用者等からの要請等に応じて貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。なお、福祉用具専門相談員以外の専門的な技術を有する者に修理を行わせた場合は、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行っていますか。 | 予省令第278条第7号 | ・福祉用具使用、指導、修理状況に関する記録・点検に関する記録 | □ | □ | □ |
| サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 | 予省令第278条第8号 | ・身体的拘束等に関する 記録 | □ | □ | □ |
| サービス提供に当たって、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | 予省令第278条第9号 | ・身体的拘束等に関する 記録 | □ | □ | □ |
| 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。※平成30年10月から適用。 | 予省令第278条第10号 |  | □ | □ | □ |
| 23 | 福祉用具貸与計画の作成 | 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）（介護予防福祉用具貸与の場合、加えてサービスの提供を行う期間）等を記載した福祉用具貸与計画を作成していますか。なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成していますか。 | 省令第199条の２第1項予省令第278条の2第1項 | ・福祉用具貸与計画書・居宅サービス計画書 | □ | □ | □ |
| 福祉用具サービス計画に、次の事項が記載されていますか。・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度）・福祉用具が必要な理由・福祉用具の利用目標・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由・その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等） | 平成24年度報酬改定Q＆A |  | □ | □ | □ |
| 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されていますか。 | 省令第199条の２第2項予省令第278条の2第2項 | 　 | □ | □ | □ |
| 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | 省令第199条の２第3項予省令第278条の2第3項 | ・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成したときは、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。 | 省令第199条の２第4項予省令第278条の2第4項 | 　 | □ | □ | □ |
| 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行っていますか。また、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から６月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行っていますか。 | 省令第199条の２第5項予省令第278条の2第5項 | ・モニタリングの記録 | □ | □ | □ |
| 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告していますか。 | 省令第199条の２第6項予省令第278条の2第6項 | ・報告の記録 | □ | □ | □ |
| 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該計画の変更を行っていますか。 | 省令第199条の２第7項予省令第278条の2第7項 | 　 | □ | □ | □ |
| 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定福祉用具貸与事業所は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から福祉用具貸与計画の提供の求めがあった際には、当該福祉用具貸与計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | 通知第3の11の3の（3）⑧通知第4の3の9の（3）③ |  | □ | □ | □ |
| 24 | 利用者に関する市町への通知 | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知していますか。①正当な理由なく指定福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められる場合②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合 | 省令第205条【準用第26条】予省令第276条【準用第第50条の3】 | ・市町に送付した通知に係る記録 | □ | □ | □ |
| 25 | 管理者の責務 | 事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一元的に行われていますか。また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | 省令第205条【準用第52条】予省令第276条【準用第52条】 | ・組織図、組織規程・運営規程・職務分担表・業務報告書・業務日誌 | □ | □ | □ |
| 26 | 運営規程 | 指定特定福祉用具貸与事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規定を定めていますか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務内容③営業日及び営業時間④指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う福祉用具の種目及び利用料その他の費用の額⑤通常の事業の実施地域⑥虐待の防止のための措置に関する事項⑦その他運営に関する重要事項（福祉用具の消毒方法等） | 省令第200条予省令第270条 | ・運営規程・指定申請及び変更届写 | □ | □ | □ |
| 27 | 勤務体制の確保等 | 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。 | 省令第205条【準用第101条第1項】予省令第276条【準用第120条の2第１項】 | ・就業規則・運営規程・雇用契約書・勤務表（原則として月ごと） | □ | □ | □ |
| 利用者のサービス利用に直接影響を及ぼす業務について、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 | 省令第205条【準用第101条第2項】予省令第276条【準用第120条の2第2項】 | ・雇用契約書・シフト表 | □ | □ | □ |
| 福祉用具専門相談員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。また、すべての福祉用具専門相談員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | 省令第205条【準用第101条第3項】予省令第276条【準用第120条の2第3項】 | ・研修計画、出張命令・研修会資料・研修受講修了証明書 | □ | □ | □ |
| 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するために必要とされる以下のような措置を講じていますか。1. 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
2. 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
 | 省令第205条【準用第101条第4項】予省令第276条【準用第120条の2第4項】 |  | □ | □ | □ |
| 28 | 業務継続計画の策定等 | 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していますか。 | 省令第205条【準用第30条の2第1項】予省令第276条【準用第53条の2の2第1項】 |  | □ | □ | □ |
| 福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | 省令第205条【準用第30条の2第2項】予省令第276条【準用第53条の2の2第2項】 | □ | □ | □ |
| 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | 省令第205条【準用第30条の2第3項】予省令第276条【準用第53条2の2第3項】 | □ | □ | □ |
| 29 | 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等 | 福祉用具専門相談員の資質の向上のため、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。 | 省令第201条第1項予省令第271条第1項 | ・研修計画、出張命令・研修会資料・研修受講修了証明書 | □ | □ | □ |
| 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めていますか。 | 省令第201条第2項予省令第271条第2項 |  | □ | □ | □ |
| 30 | 福祉用具の取扱種目 | 利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱っていますか。 | 省令第202条予省令第272条 | ・目録等 | □ | □ | □ |
| 31 | 衛生管理等 | 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | 省令第203条第1項予省令第273条第1項 | ・従業者の健康診断の記録 | □ | □ | □ |
| 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。 | 省令第203条第5項予省令第273条第5項 | ・衛生管理マニュアル等 | □ | □ | □ |
| 【保管・消毒】 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 回収した福祉用具を、その種類、材質等に応じ適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管していますか。 | 省令第203条第2項予省令第273条第2項 | ・標準作業書等 | □ | □ | □ |
| 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせている場合、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われていることを担保していますか。 | 省令第203条第3項予省令第273条第3項 | ・委託契約書 | □ | □ | □ |
| 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせている場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。 | 省令第203条第4項予省令第273条第4項 | ・確認結果の記録 | □ | □ | □ |
| 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じていますか。 | 省令第203条第6項予省令第273条第6項 |  | □ | □ | □ |
| 1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会のおおむね6月に1回以上の開催及びその結果の周知徹底
2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
3. 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施

※感染症の予防及びまん延の防止のための措置は令和6年3月31日まで努力義務。（令和6年4月1日より義務化） |
| 32 | 衛生管理等 | →　委託等を行っている場合は、以下の取り決めを文書により行っていますか。 | 通知第3の11の3の(7) | 　 | □ | □ | □ |
| □当該委託等の範囲□当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件□受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（委託等業務）が運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨□指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨□指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨□受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在□その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項 | ・委託契約書 |
| 33 | 掲示及び目録の備え付け | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | 省令第204条第1項予省令第274条第1項 | 　 | □ | □ | □ |
| 上記の掲示を行っていない場合は、代わりに運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を、事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていますか。 | 省令第204条第2項予省令第274条第2項 | 　 | □ | □ | □ |
| 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。※令和７年３月31日までは当該義務付けなし。 | 省令第204条第3項予省令第274条第3項 |  | □ | □ | □ |
| 利用者の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。 | 省令第204条第4項予省令第274条第4項 | ・目録等 | □ | □ | □ |
| 34 | 秘密保持等 | 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。 | 省令第205条【準用第33条第１項】予省令第276条【準用第53条の5第１項】 | ・就業時の取り決め等の記録 | □ | □ | □ |
| 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。 | 省令第205条【準用第33条第２項】予省令第276条【準用第53条の5第2項】 | ・就業時の取り決め等の記録 | □ | □ | □ |
| サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | 省令第205条【準用第33条第３項】予省令第276条【準用第53条の5第3項】 | ・利用者及び家族の同意書 | □ | □ | □ |
| 35 | 広告 | 虚偽の又は誇大な広告となっていませんか。 | 省令第205条【準用第34条】予省令第276条【準用第53条の6】 | ・広告物 | □ | □ | □ |
| 36 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | 省令第205条【準用第35条】予省令第276条【準用第53条の7】 | 　 | □ | □ | □ |
| 37 | 苦情処理等 | 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。 | 省令第205条【準用第36条第1項】予省令第276条【準用第53条の8第1項】通知第３の１の３の(26)の① | ・運営規程・苦情に関する記録・苦情対応マニュアル・苦情に対する対応結果記録・指導等に関する改善記録・市町への報告記録・国保連からの指導に対する改　　善記録・国保連への報告書 | □ | □ | □ |
| 　　苦情件数　：　月　　　　件程度　　苦情相談窓口の設置　：　有　・　無　　相談窓口担当者　：　 | 　 | 　 | 　 |
| 相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用者又はその家族に知らせるとともに、事業所に掲示していますか。 | □ | □ | □ |
| 苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録していますか。 | 省令第205条【準用第36条第2項】予省令第276条【準用第53条の8第2項】 | □ | □ | □ |
| 苦情に関する市町・国保連の調査に協力し、指導又は助言に従って必要な改善に努めるとともに、当該改善の内容を報告していますか。 | 省令第205条【準用第36条第３項～第６項】予省令第276条【準用第53条の8第３項～第６項】 | □ | □ | □ |
| 38 | 地域との連携等 | 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | 省令第205条【準用第36条の2】予省令第276条【準用第53条の9】 | 　 | □ | □ | □ |
| 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与の提供を行うよう努めていますか。 | 省令第205条【準用第36条の2第2項】予省令第276条【準用第53条の9第2項】 | □ | □ | □ |
| 39 | 事故発生時の対応 | サービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していますか。過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。　→過去一年間の事故事例の有無：　有　・　無 | 省令第205条【準用第37条第１項・第２項】予省令第276条【準用第53条の10第１項・第２項】 | ・事故対応マニュアル・事故に関する記録・事故発生報告書 | □ | □ | □ |
| 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。　→損害賠償保険への加入：　有　・　無 | 省令第205条【準用第37条第３項】予省令第276条【準用第53条の10第３項】 | ・損害賠償関係書類 | □ | □ | □ |
| 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | 通知第３の１の３の(28)の③ | ・事故再発防止検討記録 | □ | □ | □ |
| 40 | 虐待の防止 | 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じていますか。 | 省令第205条【準用第37条の2】予省令第276条【準用第53条の10の2】 |  | □ | □ | □ |
| 1. 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び、その結果の周知徹底
2. 事業所における虐待防止のための指針の整備
3. 福祉用具専門相談員に対する、虐待の防止のための研修の徹底的な実施
4. ③を適切に実施するための担当者の配置
 |
| 41 | 会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | 省令第205条【準用第37条】予省令第276条【準用第53条の11】 | ・会計関係書類 | □ | □ | □ |
| 42 | 記録の整備 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | 省令第204条の2第1項予省令第275条第１項 | ・職員名簿・設備台帳・会計関係書類 | □ | □ | □ |
| 次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。①福祉用具貸与計画②提供した具体的なサービスの内容等の記録③身体的拘束等に関する記録④福祉用具の保管又は消毒を委託する場合の業務実施状況の確認結　果等の記録⑤市町への通知に係る記録⑥苦情の内容等の記録⑦事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 | 省令第204条の2第2項予省令第275条第2項 | ・福祉用具貸与計画書・サービス提供記録・身体的拘束等に関する記録・受託業者への確認の結果 の記録及び指示書等・市町村への通知に係る 記録・苦情の記録・事故の記録 | □ | □ | □ |
| Ⅴ　変更の届出等 | 　 |
| 43 | 変更の届出等 | ・　次に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を届け出ていますか。　□　事業所の名称及び所在地　□　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名　□　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）　□　事業所の平面図及び設備の概要　□　利用者の推定数　□　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所　□　福祉用具の保管及び消毒の方法（委託等の場合は、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに委託等に関する契約の内容）　□　運営規程 | 介護保険法第75条第１項介護保険法施行規則第13１条第１項及び第２項 | ・届出書類の控 | □ | □ | □ |
| Ⅵ　介護給付費関係 | 　 |
| 44 | 基本的事項 | 指定福祉用具貸与に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 | 平12厚告19の一 | ・福祉用具貸与計画書・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 指定福祉用具貸与に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | 平12厚告19の二 | □ | □ | □ |
| １単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り上げて計算していますか。 | 平12厚告19の三 | □ | □ | □ |
| １月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準（※）を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定していませんか。※厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこととする。※平成30年10月から適用。 | 平12厚告19別表11 | □ | □ | □ |
| 45 | 搬出入に要する費用の取扱い | 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとしていますか（個別に評価していませんか）。 | 平12厚告19別表11注１平18厚労告127別表11注1 | 　 | □ | □ | □ |
| 事業所が平成24年厚生省告示第120号に定める地域（「特別地域」）に所在する場合にあっては、福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算していますか。 | □ | □ | □ |
| 46 | 軽度者等に係る対象外種目 | 要支援又は要介護1の者に対し、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを貸与していませんか。ただし、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対する場合は、この限りではありません。 | 平12厚告19別表11注4平18厚労告127別表11注4　 | 　 | □ | □ | □ |
| 要支援又は要介護１から３である者に対して、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定していませんか。ただし、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対する場合は、この限りではありません。 | 　 | □ | □ | □ |
|

|  |
| --- |
| 　 |

 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 47 | サービス種類相互の算定関係 | 特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定している場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、算定していませんか。 | 平12厚告19別表11注5 | 　 | □ | □ | □ |
| 48 | サービス種類相互の算定関係（介護予防） | 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護（介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている間は、算定していませんか。 | 平18厚労告127別表11注5 | 　 | □ | □ | □ |